

入 札 説 明 書

委託業務名 徳島県立城東高等学校機械警備業務
入札日時 令和 8 年 8 月 2 6 日(水) 午後 2 時

(頁)

I 入札説明書	1
II 提出書類一覧表	5
III 入札書・委任状	6
IV 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書	10
V 仕様書に関する質問書	13
VI 契約書（案）	

I 入札説明書

この入札説明書は、本件に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
徳島県立城東高等学校機械警備業務
- (2) 委託業務内容等
徳島県立城東高等学校機械警備業務仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間
令和8年9月1日から令和11年8月31日まで
- (4) 警備対象
徳島県徳島市中徳島町1丁目5番地
徳島県立城東高等学校

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。
- ④ 次のaからcの要件をすべて満たすことを証明する書類（以下「条件付き一般競争入札参加資格審査申請書」という。）を、学校が指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し審査の結果「適合」と認められた者。
 - a 警備業法第40条の規定による機械警備業務開始届出書が、徳島県公安委員会に受理されていること。
 - b 警備対象に異常事態が発生したとき、25分以内に警備員が到着できる待機所が所在すること。
 - c 国、地方公共団体等において、機械警備業務の元請として1年以上の実績を有する者であること。
- ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- ⑦ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格審査申請書の提出場所

所在地 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
所属名 徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2066
ファクシミリ番号 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

所在地 徳島市中徳島町1丁目5番地
所属名 徳島県立城東高等学校 事務室
電話番号 088-653-9111
ファクシミリ番号 088-653-3103
電子メールアドレス joutoukoku@pref.tokushima.jp

4 問い合わせ等について

(1) 問い合わせ先

所在地 徳島市中徳島町1丁目5番地
所属名 徳島県立城東高等学校 事務室
電話番号 088-653-9111
ファクシミリ番号 088-653-3103
電子メールアドレス joutoukoku@pref.tokushima.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間についてはおおむね5の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の3日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 条件付き一般競争入札参加資格審査申請について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書を学校の指定の様式により提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の審査の結果、「適合」とされた者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、学校から条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年8月21日（金）午後4時30分

② 提出場所

所在地 徳島市中徳島町1丁目5番地
所属名 徳島県立城東高等学校 事務室

③ 提出方法

持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年8月26日（水）午後2時

② 場所

所在地 徳島市中徳島町1丁目5番地
所属名 徳島県立城東高等学校 会議室

③ 入札書の提出方法
持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「徳島県立城東高等学校機械警備業務」の一箇月あたりの委託料で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、委託業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インクまたはボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は先頭に¥マークを付すこととし、アラビア数字により記載し、2度書きしたり、訂正してはならない。

「入札金額」は、「徳島県立城東高等学校機械警備業務」の一箇月あたりの委託料を記載すること。

委託料の見積りに当たっては、この入札説明書及び仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「委託業務名」は、委託業務名を明確に記載すること。

オ 入札参加者は、委託業務内容等、契約条項等及び学校の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の審査の結果、「適合」と認められない場合は、当該申請者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された条件付き一般競争入札参加資格審査申請書は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 記名のない入札。
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「委託業務名」の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- ⑦ 郵便によりした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ5の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の審査の結果「適合」とされたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に学校が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市中徳島町1丁目5番地

所属名 徳島県立城東高等学校 事務室

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「Ⅱ提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはそ
の旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書提出時

(1) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書 1通

① 契約履行実績調書 1通

(契約書の写しを添付すること)

② 機械警備業務開始届出書の受理証 1通

③ 警備体制表 1通

2 入札書提出時

① 入札書及び封筒 各1通

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

※ 入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には封筒に封をせずに持参すること。

※ 入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので必ず持参すること。（本人確認ができないときは、入札に参加できません。）

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 各1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

※ 入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入 札 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

委 託 業 務 名 徳島県立城東高等学校機械警備業務

入 札 保 証 金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和８年８月２６日

住 所

氏 名

徳島県立城東高等学校長 殿

入札書記載例

■代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
委託業務名	〇〇〇〇
入札保証金	免除
上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎
徳島県立城東高等学校長 殿	

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

■代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
委託業務名	〇〇〇〇
入札保証金	免除
上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎
徳島県立城東高等学校長 殿	

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・
氏名を記入

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状
と同じ内容を記載すること

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県立城東高等学校長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県立城東高等学校が令和8年8月
26日に執行する「徳島県立城東高等学校機械警備業務」の入札に関する一切の権限
を委任します。

委任状

徳島県立城東高等学校長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名（支社・支店名等）
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、_____を代理人とし、徳島県立城東高等学校が令和 8 年 8 月
26 日に執行する「徳島県立城東高等学校機械警備業務」の入札に関する一切の権限
を委任します。

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

徳島県立城東高等学校長 殿

〈申請者〉住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

連絡先(担当者・TEL)

令和8年8月 日付けで入札公告のありました次の業務に係る条件付き一般競争入札に参加したいので、参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 契約の業務等名 徳島県立城東高等学校機械警備業務

2 添付書類

(1) 契約履行実績調書 1 通

(2) 機械警備業開始届の受理証 1 通

(3) 警備体制表 1 通

警備対象に異常事態が発生したとき、25分以内に警備員が到着できる待機所が所在することを証明する書面

契 約 履 行 実 績 調 書

徳島県立城東高等学校長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

次の契約を履行いたしました。

事業 年度	機械警備契約名	対象面積 (㎡)	履行場所 (市町村名)	契約金額 (円)	契約期間	契 約 年月日	履行状況

警 備 体 制 表

徳島県立城東高等学校長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

対象施設の待機場所は、次のとおりです。

名 称	所 在 地	距 離	時 間	備 考

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業 務 名 徳島県立城東高等学校機械警備業務

商号又は名称 _____

連 絡 先 ファクシミリ

E-m a i l _____

質 問 項 目	
内 容	

委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委 託 業 務 名 徳島県立城東高等学校機械警備業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「徳島県立城東高等学校機械警備業務仕様書
（以下「仕様書」という。）」のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

（長期継続契約における契約の解除）

第4条 契約締結日の翌年度以降においてこの契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、甲はこの契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（委託料）

第5条 委託料は、月額金 円とする（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）。ただし、解約した日が月の中途に係るときの委託料は、月額をその月の日数で除して得た額に その月に役務を提供した日数を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。なお、この金額には専用電話使用料及び保守に必要な経費全て含むものとする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（警報装置の所有権等）

第7条 乙が委託業務のため設置する警報装置及びこれに付帯する一切の設備は、乙の所有

とする。

2 乙は、警報装置を常に正常かつ円滑に運用できるよう適宜保守点検しなければならない。

3 甲は、警報装置の取扱いについて過誤のないよう注意するとともに、故障を発見したときは、すみやかに乙に通知するものとする。

4 乙が前項の通知を受けたときは、直ちに警報装置の点検補修を行い、その結果を甲に連絡するものとする。

5 警報装置の補修又は交換に要する費用は、経年劣化、保守の不備により生じた故障又は事故、保守工事又は不可抗力による故障、不法侵入者等犯罪行為による破損等の損害については、乙が負担する。ただし、甲の故意又は重大な過失によって故障が生じた場合の費用は、甲が負担するものとする。

6 契約が終了したときは、乙は、遅滞なく警報装置及びこれに付帯する一切の設備を、契約解除の理由の如何を問わず、甲が指定する期限内に撤去するものとし、これに要する一切の経費は、乙が負担する。

（警備業務の中断）

第8条 乙は、天災その他乙の責めに帰しがたい理由により警備業務を続行することができなくなったときは、その事由を詳記して、すみやかに甲に報告し指示を受けるものとする。

（警備物件の変更）

第9条 甲は、警備物件の増改築及び付帯する構造の機能変更等を行う場合は、当該増改築等を行う15日前までにすみやかに乙にその旨通知し、警備計画変更の検討を求めるものとし、乙は、その結果をすみやかに文書で甲に回答し、了承を得るものとする。

2 甲が行う増改築等の場合、機器設置の翌月から妥当と思われる委託料の額を甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、契約金額内で対応できる場合は、この限りでない。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、乙が設置した警報装置の機能が正常でない場合、警備計画書に定める義務を怠った場合等、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は甲の職員に損害を生ぜしめた場合には、身体上の損害及び財産上の損害を合わせて1事故10億円を限度として、甲又は甲の職員に対し、損害賠償の責めに任ずるものとする。

2 乙が、この契約に基づく警備の実施中に第三者に対し損害を与えた場合には、甲は、第三者に対し直接損害賠償の責任を負うものとし、乙の責めに帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

3 甲は、前二項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内

に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

（委託業務の調査等）

第11条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第12条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第13条 乙は、毎月委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第14条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第15条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第16条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第17条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳

島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が所管店又は代理所管店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（4）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

（5）契約条項に違反したとき。

（6）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙に相当額又は不足額を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来高部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来高部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

5 本契約が終了したときは、乙は、遅滞なく警報装置及びこれに付帯する一切の設備は、契約解除の理由の如何を問わず、甲が指定する期限内に撤去するものとし、これに要する一切の経費は、乙が負担する。

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記

1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（管轄裁判所）

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 2 2 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日

甲 徳島県
徳島県立城東高等学校
校長 木屋村 浩章

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。